

監 第 26 号
平成 28 年 7 月 22 日

請求人 様

京都市監査委員 山 本 惠 一
同 隠 塚 功
同 鶴 谷 隆
同 光 田 周 史

住民監査請求について（通知）

平成 28 年 7 月 4 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、教育委員会が、EDULABO NPO 法人（以下「本件法人」という。）に無料で元京都市立生祥小学校の教室（2 つの教室。以下「本件教室」という。）を平成 25 年 8 月 26 日から現在まで貸していることについて、市の財産の管理を怠っており違法な行為に当たるとして、本件法人に対し、平成 25 年 8 月 26 日から現在までの使用料を請求するよう求めるものである。
- 2 上記 1 から、本件請求は、本件教室を本件法人に貸し付けるに当たって使用料の徴収をしていないこと（以下「本件事実」という。）をもって、住民監査請求の対象とする法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）とするものであると解される。
- 3(1) 住民監査請求をする際は、違法又は不当とする財務会計行為について、事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）を添付しなければならないところ（法第 242 条第 1 項）、本件請求では、本件事実について主張されているが、事実証明書が添付されておらず、本件事実の根拠が明らかではない。
- (2) また、住民監査請求は、違法又は不当な財務会計行為を対象として行うものであるため、請求に当たっては、その対象とする財務会計行為自体について、違法又は不当とする理由を具体的に示す必要があるところ（法第 242 条第 1 項）、本件請求では、本件事実のみをもって、公金の賦課徴収を怠っており違法に当たるとの主張が導かれる具体的な根拠が明らかではない。
- (3) なお、本件請求において、法第 242 条の規定が摘示されているが、当該

規定は住民監査請求の根拠となる規定であり、個々の財務会計行為の違法性又は不当性を根拠付けるものではないため、その摘示をもって、本件事実の違法又は不当とする理由が示されたということとはできない。

- 4 そこで、上記3(1)及び(2)の点について、請求人に補正を求めたところ、請求人は、何ら補正を行わなかった。
- 5 よって、本件請求は、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。